

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）(抄)

改 正 案	現 行
<p><b>第1 基準の性格</b></p> <p>1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅サービスの事業を行う者が満たさるべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反する場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>① 次に掲げるときその他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>1 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき</p> <p>口 居宅介護支援事業者はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品</p> <p>その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>③ その他の①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき</p> <p>3 運営に関する基準に従つて事業の運営をすることができなくなつたことを理由として指定が取り消された直後には、当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、特段の注意が必要である旨を記載する基準を遵守することを確保することを確認するこ</p> <p>と、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。</p> <p>4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。</p>	<p><b>第1 基準の性格</b></p> <p>1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅サービスの事業を行う者が満たさるべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反する場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準に従つて事業の運営をすることができなくなつたことを理由として指定が取り消された場合には、当該事業者が運営に係る基準を遵守することを確保することを確認するこ</p> <p>と、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。</p>

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられない用語である。

## (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間を下回る場合は3・2時間を基本とし、その員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に基づく勤務時間の延複数で受ける場合、訪問介護員等の勤務時間だけを算入すること。

(2) ~ (4) (略)

## (5) 「前年度の平均値」

① 基準第121条第3項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条第2項(老人性痴呆疾患療養介護施設における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第157条第2項(指定痴呆対応型医療施設における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第175条第2項(指定特定施設における共同生活相談員、看護職員若しくは介護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第175条第2項(指定痴呆対応型医療施設における共同生活相談員並びに計画作成担当者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年3月31日をもつて終わる年度」とは、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもつて終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられない用語である。

## (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間を3・2時間を基にすることにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数を基にすることにより、当該事業所の勤務延時間数は、当該事業所の指定に基づく勤務時間の延複数で受ける場合、訪問介護員等と訪問介護員等と訪問介護員等としての勤務時間だけを算入すること。

(2) ~ (4) (略)

## (5) 「前年度の平均値」

① 第111条第4項(介護老人保健施設である指定通所りハビリテーション事業所における医師、理学療法士若しくは作業療法士又は支援相談員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第121条第3項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条第2項(老人性痴呆疾患療養介護施設における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第157条第2項(指定痴呆対応型医療施設における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年3月31日をもつて終わる年度」とは、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもつて終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合は、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

② 訪問介護に関する基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	1・2 (略)	1・2 (略)	3 運営に関する基準	(1) (略)	(2) 提供拒否の禁止	基準第9条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対する拒否は、応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為に応じきることを希望するものである。(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1を除く。) 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、①当該事業所の現員からではなく、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他の利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。	(3)・(4) (略)	(5) 要介護認定等の申請に係る援助
						基準第12条第1項は、要介護認定等の申請がなされたものにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを受けていないことを確認した場合には、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬこととしたものである。	(9) サービスの提供の記録	(10) 基準第19条は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようになりますために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容(例えば、 <u>身体介護</u> 、 <u>生活援助</u> 、 <u>通院等</u> のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービ
						用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを受けていないことを確認した場合には、要介護認定等の申請が既に行われているかを踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬこととしたものである。		

な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

- ② 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供了した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。  
なお、提供了した具体的なサービスの内容等の記録は、基準第39条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないこととしたものである。

#### (10) 利用料等の受領

- ① (略)  
② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスの他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものによる不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ～ハ (略)

③・④ (略)

(1 1) (略)

(1 2) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針  
基準第2・2条及び第2・3条にいう指定訪問介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

①・② (略)

#### (1 3) 訪問介護計画の作成

- ① 基準第24条第1項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画をス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供了した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。
- また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。  
なお、提供了した具体的なサービスの内容等の記録は、基準第39条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないこととしたものである。
- （10）利用料等の受領
- ① (略)  
② 基準第20条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスの他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものへの転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。
- イ～ハ (略)
- ③・④ (略)
- (1 1) (略)
- (1 2) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針  
基準第2・2条及び第2・3条にいう指定訪問介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。
- ①・② (略)
- ① サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成（基準第24条）  
利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、  
その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ② 訪問介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析

- 作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、(アセスメント)、これに基づき、訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにする。なお、訪問介護計画の様式については、各事業所毎に定めるものとします。
- ② 同条第2項は、訪問介護計画は、居宅サービス計画(法第7条第18項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に沿って作成されなければならないこととしたものである。
- なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③ 同条第3項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意思の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ④ 同条第4項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。
- なお、訪問介護計画は、基準第39条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないこととしたものである。
- ⑤ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- (14)～(16) (略)
- (17) 運営規程
- 基準第29条は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを規定する。事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を行いうる場合

し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、(アセスメント)、訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するるものとする。なお、訪問介護計画の様式については、各事業所毎に定めるもので差し支えない。

- ② サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- (14)～(16) (略)
- (17) 運営規程
- 基準第29条は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを規定する。事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を行いうる場合

場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

① 指定訪問介護の内容（第4号）

「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものであること。

②・③ (略)

(1) 介護等の総合的な提供

基準第29条の2は、基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たつたものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたり援助を行なうものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供している事業者については、事業所に由りては運営のうち特定のサービスの内容が、身体介護のうちに偏りしてはならないこととしたり、また、特定のサービスの実績から特定のサービス行方針、広告、從業者の勤務体制、当該事業者の行なう他の事業ととの関係等の事業運営の方針から判断して、特定のサービスに偏ることが明らかである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行方針、広告、從業者の勤務体制、当該事業者の行なう他の事業ととの関係等の事業運営の方針から判断して、特定のサービスに偏ることが明らかである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行方針、広告、從業者の勤務体制、当該事業者の行なう他の事業ととの関係等の事業運営の方針から判断して、特定のサービスに偏ることが明らかである。また、「偏っている」とは、特定のサービスに係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めているれば、これに該当するものである。  
さらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者について、都道府県知事が法第70条第1項に基づく指定を行なうに当たつては、事業所の所在地の市町村に対して意見を求めることがあります（確認すべき事項等については別に定める。）。

(1) (2) (略)  
(2) 秘密保持等

においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

① 指定訪問介護の内容（第4号）

「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助等のサービスの内容を指すものであること。

②・③ (略)

(1) 介護等の総合的な提供

基準第29条の2は、基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営を行なうものである。指定訪問介護事業者は、生活全般にわたり援助を行なうものであることから、指定訪問介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供している事業者については、事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうちは偏りしてはならないこととしたり、また、特定のサービス行方針、広告、從業者の勤務体制、当該事業者の行なう他の事業ととの関係等の事業運営の方針から判断して、特定のサービスに偏ることが明らかである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行方針、広告、從業者の勤務体制、当該事業者の行なう他の事業ととの関係等の事業運営の方針から判断して、特定のサービスに偏ることが明らかである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行方針、広告、從業者の勤務体制、当該事業者の行なう他の事業ととの関係等の事業運営の方針から判断して、特定のサービスに偏ることが明らかである。また、「偏っている」とは、特定のサービスに係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めているれば、これに該当するものである。

また、基準第29条の2は、基準該当訪問介護事業者には適用されない。

(1) (2) (略)  
(2) 秘密保持等

- ① (略)  
② 同条第2項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業者等その他の従業者の従業者の秘密を漏らすことのないように、具体的には、利用申込者又はその家族との間で、従業者が、従業者との雇用時等に取り決めて、例えば運営金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

(3) (略)

(2 2) (略)

(2 3) 苦情処理

① 基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するためには、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載することとともに、事業所に掲示することである。

② 同条第2項は、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図ること上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  
なお、基準第39条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録を2年間保存しなければならないこととしたものである。

③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行なうことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに關する苦情に対応する必要があることから、市町村に對する苦情に關する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(2 4) 事故発生時の対応

- ① (略)  
② 同条第2項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者の従業者の秘密を漏らすことのないように、具体的には、利用申込者又はその家族との間で、従業者が、従業者との雇用時等に取り決めて、例えば運営金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

(3) (略)

(2 2) (略)

(2 3) 苦情処理

① 基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するためには、利用申込者又はサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載することとともに、事業所に掲示することである。

② 同条第2項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行なうことが位置付けられている國民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに關する苦情に對応する必要があることから、市町村に對する苦情に關する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(2 4) 事故発生時の対応

基準第37条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置をとることとともに、当該事故の状況及び事故に基づき、事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないことをしたるものである。

なお、基準第39条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採取た処置の記録を2年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1)～(3) (略)
- (2)～(5) (略)

基準第37条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう事故が発生した場合に、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じることとともに、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1)～(3) (略)
- (2)～(5) (略)
- (2)～(6) 記録の整備

基準第39条第2項により、指定訪問介護事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から2年間備えておかなければならぬこととしたものであること。

- (1) 指定訪問介護に関する記録
- (2) 基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

4 基準該当訪問介護に関する基準

- (1)～(4) (略)
- (5) 運営に関する基準

基準第43条の規定により、基準第15条、第20条第1項、第25条、第29条の2並びに第36条第5項及び第6項を除き、指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に準用されるものであるため、第3の(1)から(5)まで及び(7)から(26)まで((10)までの3の(1)から(5)まで及び(7)から(26)まで((10)の(1)及び(18)を除く。)を参照されたい。この場合において、準用される基準第20条第2項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス又は特例居宅支援サービスを算定するための基準となる費用の額((100分の90を乗ずる前の額))との間に不合理な差額が生じることを禁ずることとする。

4 基準該当訪問介護に関する基準

- (1)～(4) (略)
- (5) 運営に関する基準

基準第43条の規定により、基準第15条、第20条第1項、第25条、第29条の2並びに第36条第5項及び第6項を除き、指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に準用されるものであるため、第3の(1)から(5)まで及び(7)から(26)まで((10)までの3の(1)から(5)まで及び(7)から(26)まで((10)の(1)及び(18)を除く。)を参照されたい。この場合において、準用される基準第20条第2項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス又は特例居宅支援サービスを算定するための基準となる費用の額((100分の90を乗ずる前の額))との間に不合理な差額が生じることを禁ずることとする。

ことを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料との間に、一方の管理経費の対象となるサービスの利用料と他の方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村における利用料によって異なることは認められないものである。

#### 第4 訪問入浴介護に関する基準

##### 1・2 (略)

##### 3 運営に関する基準 (1) 利用料等の受領 (略)

① 同条第3項は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行いう場合の交通費、及び利用者の選定による費用に係る特別な浴槽料水等に係る費用については、前2項の利用料のほかに利用料を受けることができることとし、保険給付の対象となつてゐるサービスと明確に区分されないことがある。

(2) ~ (5) (略)  
(6) 準用

基準第54条の規定により、基準第8条から第19条まで、第21条、第26条及び第30条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第3の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(18)から(25)までを参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① (略)

とにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象となるサービスの利用料との間に、一方の管理経費の転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止することを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村における利用料によって異なることは認められないものである。

#### 第4 訪問入浴介護に関する基準

##### 1・2 (略)

##### 3 運営に関する基準 (1) 利用料の受領 (略)

① 基準第48条第3項は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供について、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽料水等に係る費用については、前2項の利用料のほかに利用料から支払を受けたこととし、保険給付の対象となつてゐるサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。

(2) ~ (5) (略)  
(6) 準用

基準第54条の規定により、基準第8条から第19条まで、第21条、第26条及び第30条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第3の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(18)から(26)までを参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① (略)

② 準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。  
イ 提供した個々の指定訪問入浴介護に係る記録

4 基準該当訪問入浴介護に関する基準  
(1) ~ (3) (略)  
(4) 運営に関する基準  
基準第58条の規定により、基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第35条ま